

# 令和3年度入間市建設工事等における制度の改正について

入間市 総務部 管財課

## 1 令和3年度入間市入札制度について

令和3年度の入札制度について、以下のとおりとしましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### (1) 予定価格及び設計金額の公表について

工事、業務とも事後公表

### (2) 一般競争入札対象金額等について

原則として設計金額が3,000万円以上の工事

### (3) 低入札価格調査制度の対象工事について

原則として設計金額が3,000万円以上の工事

### (4) 最低制限価格の対象について

予定価格が130万円超の工事事後公表

予定価格が50万円超の工事に伴う設計、調査及び測量業務事後公表

### 工事算定式

|          |             |
|----------|-------------|
| 1 直接工事費  | 直接工事費×0.97  |
| 2 共通仮設費  | 共通仮設費×0.90  |
| 3 現場管理費  | 現場管理費×0.90  |
| 4 一般管理費等 | 一般管理費等×0.55 |

上記の算定式で得た額の合計額が予定価格の10分の7の額未満の時は、予定価格の10分の7.5の額とし、予定価格10分の9を超えるときは、予定価格の10分の9.2の額とする

業務算定式（最低制限価格のみ）  
 予算決算及び会計令第 85 条の基準

| 業種区分             | ①       | ②                    | ③                       | ④                       |
|------------------|---------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 測量業務             | 直接測量費の額 | 測量調査費の額              | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額    | —                       |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額   | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額      |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 |
| 地質調査業務           | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額    |
| 補償関係コンサルタント業務    | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 |

- ①から④の合計額
- 測量業務（予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲）
- 建設及び補償コンサルタント業務（予定価格の10分の6から10分の8範囲）
- 地質調査業務（予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲）

2 令和3年度からの変更点について

- (1) 令和3年4月1日より入間市建設工事競争入札参加資格者の格付に係る要領を改正し、主観点の加点項目を変更しました。

ア 工事成績

| 過去2箇年の工事完成検査時の評点の平均点 | 数 値 |
|----------------------|-----|
| 86点以上                | 50  |
| 83点以上 86点未満          | 40  |
| 80点以上 83点未満          | 30  |
| 77点以上 80点未満          | 20  |
| 74点以上 77点未満          | 10  |

イ 地域貢献

|                |     |
|----------------|-----|
| 入間市災害対策協会加入の有無 | 評 点 |
| あり             | 15  |
| なし             | 0   |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 入間市管工事協同組合加入の有無 | 評 点 |
| あり              | 15  |
| なし              | 0   |

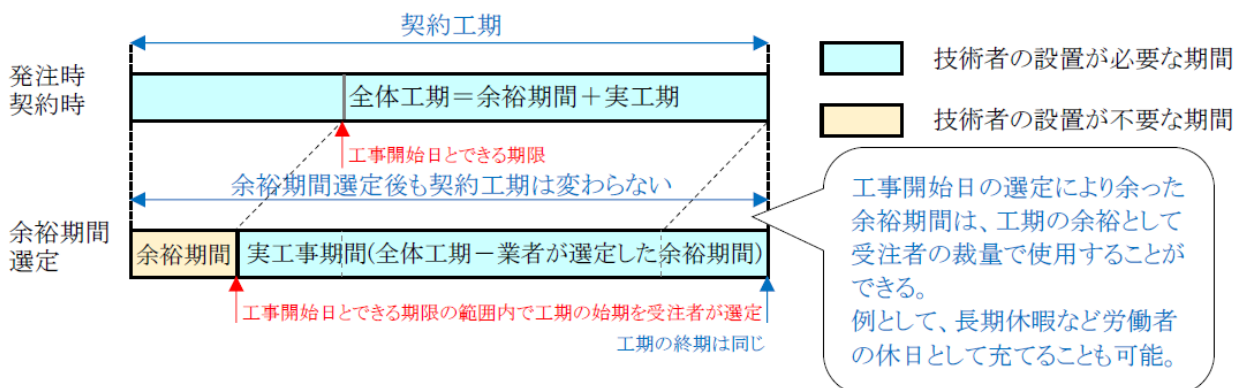
※入間市災害対策協会と入間市管工事協同組合に重複して加入している場合は、評点を15点とする。

(2) 余裕期間制度（フレックス方式）の採用

令和3年4月1日より、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる工事（以下「フレックス方式」という。）の試行を開始します。なお、フレックス方式を採用する入札案件は、一般競争入札における告示、指名競争入札における指名通知に記載します。

フレックス方式とは、契約ごとに余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）を受注者が選択できる制度です。

柔軟な工期の設定等を通じて、発注者は集中する発注時期の分散化、また、受注者には建設資材や建設労働者などの確保や工期の余裕による受注者の労働環境を改善や、担い手対策等に積極的に取り組む環境を与えることを目的としています。



問い合わせ

入間市総務部管財課契約担当

電話 04-2964-1111

内線 2255・2256